

## 第14回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月24日（火）午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史
会長職務代理者	1番	前谷 篤
委員	2番	角丸 章
	4番	大原 瞳生
	6番	渡邊 勝郎
	8番	井上 善博
	10番	高橋 宏吉
	12番	菊地 匠
		3番 猿渡 万里子
		5番 片桐 幸示
		7番 渡部 延三
		9番 竹田 安宏
		11番 谷口 秀夫

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第1号	農業者年金に関する申請について
報告第2号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第1号	農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第2号	現況証明願について
議案第3号	買入協議の要請について
議案第4号	令和3年度水稻作況調査について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 一久
事務局次長	野田 勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎 強
事務局事務係主事	齋藤 史治

## 7. 会議の概要

- 事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 14 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。
- 会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。
- 関尾会長 <開会挨拶>
- 本日の議事録署名委員は、1 番の前谷篤代理、2 番の角丸章委員です。よろしくお願いいたします。
- それでは早速、議事に入ります。報告第 1 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。
- 事務局 それでは、報告第 1 号をご説明いたします。
- 農業者年金に関する死亡関係届が 2 件ございました。まず 1 件目は、7 月 13 日に [REDACTED] が亡くなられたことに伴い、長女にあたる [REDACTED] より届出があったものです。
- 次に 2 件目は、7 月 19 日に [REDACTED] が亡くなられたことに伴い、配偶者である [REDACTED] より届出がありました。
- 以上 2 件は専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。
- 会長 全員 会員 会長 只今、報告第 1 号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。なし。
- 質問がないようですので、報告のとおり承認することとしてよろしいですか。
- 全員 会員 異議なし。
- それでは本件を承認することといたします。
- 続きまして、報告第 2 号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。
- 事務局 では報告第 2 号をご説明します。
- 今回は [REDACTED] の 1 件のみです。別添 1 の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧いただきたいと思います。
- この確認書の順に見ていきますと、経営面積は、田が 14.3ha、畑が 0.1ha、次の法人形態は株式会社であり、農地法に定める要件を満たしています。次の事業の種類や売上高については、米の耕作や販売を行っていますがその他の事業は無ですから、全額が農業による売上となっていますので、売上高の過半が農業による、という要件も満たしています。次に構成員数についてですが、議決権を持つ構成員は 1 人で、その 1 人が農業の常時従事者となっていますので、農業関係者が議決権の過半を占めるという要件も満たしています。最後に、裏面の業務執行役員数に関してですが、2 人の役員が農作業に常時従事していますので、役員の過半が農業の常時従事者である要件も満たしています。以上のとおり、[REDACTED] は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しました。以上です。
- 会長 只今、報告第 2 号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。はい、井上委員。
- 井上委員 売上高の前回報告と比べると前回報告が結構上がっているなという印象を持っているんですけども、その間に何か土地が増えたとかそういうことがあったんですか。
- 事務局 はい、約 250 万円と 3 千万円の差ということですね。3 千万円になる時に農地を取得して米を作り始めましたので、大きく上がっています。それまでは、米の販売の収入によるものです。

井上委員 はい、ありがとうございます。  
会長 よろしいですか。  
井上委員 はい。  
会長 その他に何か質問等…はい、高橋委員。  
高橋委員 農地所有適格法人の要件は多分これで間に合うのでしょうかけれども、色々な要件の中に定款があると思うんですけれども、そういうものは提出されているんでしょうか。  
事務局 はい、定款ですね。定款は以前に提出いただいている。  
高橋委員 その定款を見たいな、とそういう場合は。  
事務局 個人情報の関係がありますけれども、委員さんはご確認いただいて大丈夫です。  
高橋委員 分かりました、はい。  
会長 よろしいですか。  
高橋委員 はい。  
会長 その他に何か質問等ございませんか。  
全員 なし。  
会長 それでは質問がないようですので、報告のとおり承認することとしてよろしいですか。  
全員 異議なし。  
会長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」審議します。本案件は [REDACTED] の親族が受け手となっていますので、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、[REDACTED] には審議終了までご退席をお願いいたします。審議後は、ご着席くださいますようあわせてお願ひします。

<[REDACTED] 退席>

会長 それでは、議案第1号を事務局より説明願います。  
事務局 では、議案第1号をご説明します。

計画番号は令和3年度所第2号、公告予定年月日は本日、本件は農地保有合理化事業によるものです。出し手・譲渡人は [REDACTED]

[REDACTED]、受け手・譲受人は [REDACTED]、農地の所在は、空知太84番1、地目は公簿・現況とも田、面積14,737m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計4筆、23,162m<sup>2</sup>です。対価は3,580,000円、これは、水張面積に単価200,000円を乗じたものであり、対価の支払い方法等は12月24日までに指定口座に振り込むこと、所有権移転の時期、及び、引渡しの時期は対価の支払日、当事者間の法律関係は売買、図面は第1号図を参考にしてください。

では、この売買に至った経過を若干ご説明します。この案件は農地保有合理化事業によるものですが、農地保有合理化事業がどのような事業かは以前、詳しく説明しましたので、概略的に申し上げますと、まず出し手の方が [REDACTED] [REDACTED] に農地を売ります。次に、その農地を [REDACTED] から受け手に5年間賃貸借します。そして、賃貸借が終了する5年目に、この農地を [REDACTED] から受け手に売る、という流れです。

では、この案件に話を戻しますと、実は5年前の平成28年に、出し手である [REDACTED] が [REDACTED] にこの土地を売りまして、その後、[REDACTED] から受け手である [REDACTED] に5年間賃貸借されてきました。そしてこの度、[REDACTED] から [REDACTED] に売買されるものです。保有合理化事業の流れで見ますと、[REDACTED] から受け手へ

- 売買するという最終的な手続きとなります。
- 最後になりますが、この案件に関する農業経営基盤強化促進法に定める要件の確認については、別添2の調査書にまとめていますとおり、必要な要件の全てを満たしていますので、決定できる案件でございます。
- 以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。
- 会長　　只今、議案第1号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。
- 渡部委員　はい、渡部委員。
- 渡部委員　これ20万円って固定だったっけ。■から出てくるやつは、どこの地域であっても20万円。
- 事務局　　いえ、■の中で砂川市内の田なら、だいたい十数万円から30万円ちょっとの間、結構幅があるんですけれども、その範囲の中で出し手と受け手の間である程度は自由に決められるということになっています。
- 渡部委員　なお、5年前に■から■に売った時の額と同じ額で買わなければならないというルールがありますので、当時もこの額で売買されたということです。
- 会長　　分かりました。
- 渡部委員　よろしいですか。
- 会長　　はい。
- 井上委員　その他に何か質問等ございませんか。
- 井上委員　はい、井上委員。
- 井上委員　何回もこういう議案を見ていて今更かと思うのですが、契約って地積と水張と面積が違いますが、23,162m<sup>2</sup>っていうのは地積っていうことでしょうか。
- 事務局　　はい、登記上の地積ですね。これに対して、水張面積というのは水が張つてあるところ、畦などを抜いた部分ですね。
- 井上委員　はい。あとですね、いま5年経って■が買うことになってますけれども、■って10年っていう、僕の勝手なイメージがあるんですけども、それは人それぞれの契約によって違ということなんでしょうね。
- 事務局　　■ではリース事業なども含めて色々な事業をやっているので、その中でもしかすると10年というのがあるかもしれません、農地保有合理化事業は原則5年です。10年とすることも可能なんですが、なかなか無いと言いますか、5年ではなくて10年とする詳細な理由が必要で、相当な書類も作らなければならない。ですので、保有合理化事業は基本5年と認識して頂ければと思います。
- 事務局次長　昔は10年だったんですよね、確か。10年になると、土地の価格が下落して、売買するときに価格の差があまりにも開き過ぎて、5年になっているというのが現状だと思います。過去的には、砂川でも10年後に売買する・しないと御破算になりそうなことがあって、農協さんと農業委員会が協力して払い下げを決めたということがあったことを一応報告させていただきます。
- 事務局次長　なので、皆さん、保有合理化を使うとき注意していただきたいのは、5年後です。土地の価格が上がることは、まずあり得ないと思うので、最初に設定した額よりも恐らく実売価格は下がってくる、だけど同じ価格で買い取らなければいけない、しかもその間は賃貸料を払っていなければならぬということがありますので、その辺りを頭に入れて、上手くこの事業を使っていただければと思いますので補足させていただきました。
- 井上委員　分かりました。ありがとうございます。
- 会長　　よろしいですか。
- 井上委員　はい。

会長  
渡部委員  
事務局

その他は何か、はい。

5年経ってね、やっぱし買えないわってなるとペナルティは。

ペナルティはないのですが、契約が始まる5年前に、5年後には買いますよという条項もありますので、買って頂くことが当然の約束になっています。けれども、聞いたことがあるのは、他の町ですけれども、5年後に予定通り資金調達できなかったから見えなくなってしまって、かと言って土地所有者の[REDACTED]がそのまま農業をする訳にはいかないので、地元の農業委員会にお願いして、代わりに買ってくれる人を見つけるということになります。中にはそういうことも稀にあると聞いています。

渡部委員  
会長  
全員  
会長  
全員  
会長

はい。

その他に何か質問等ございませんか。

なし。

それでは質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。  
異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

ではここで、渡邊委員に着席していただきます。

<[REDACTED] 着席>

会長

それでは、続きまして、議案第2号「現況証明願について」事務局より説明願います。

事務局

議案第2号をご説明いたします。

願出者は[REDACTED]、土地所有者は[REDACTED]、土地の表示は富平169番8、地目は公簿で田となっており、面積は307m<sup>2</sup>、以下記載のとおり合計4筆で面積は935m<sup>2</sup>です。申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は8月18日に関係委員に確認をお願いしております、図面は第2号図を参考にしていただければと思います。

この申請に至った理由をご説明します。土地所有者の[REDACTED]は、離農するにあたりまして、農地保有合理化事業を活用して[REDACTED]に農地を売る準備を進めています。そこで農地の登記などを調べたところ、公簿の地目が田となっている土地の一部に納屋や車庫が建っていることが判明しましたので、その部分について測量・分筆を行って、この度、地目を変更するために現況証明願を提出したものです。

以上、議案第2号のご説明とします。ご審議をよろしくお願いいたします。

只今、議案第2号の説明がありましたら、ご質問・ご意見等ございませんか。  
なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。  
異議なし。

それでは、異議なしと認め証明することといたします。

続きまして、議案第3号「買入協議の要請について」事務局より説明願います。

事務局

議案第3号をご説明いたします。

この案件は、今程ご説明しました[REDACTED]が農地保有合理化事業で[REDACTED]に農地を売渡すにあたりまして、まずは、[REDACTED]が[REDACTED]に対して自分の農地を買い入れて欲しいと協議を申し出る、これを買入協議と言いますが、この手続きを行うものです。買入協議の手続きは、農業委員会の要請に基づいて砂川市が行う形となりますので、議案の提案文章は、このように少し分かりづらい文章となっています。

対象となる農地ですが、富平 155 番、地目は公簿・現況とも田、面積 462 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計 12 筆、面積 85,518.82 m<sup>2</sup>、申出人は繰り返しになりますが [REDACTED]、図面は第 2 号図のとおりです。また備考欄に記載しているとおり、富平 160 番の公簿地目は畠となっていますが、現況は田ですから、所有権移転登記に併せて地目の変更登記も行う予定です。

最後に今後の予定ですが、本日この議案が決定されて、[REDACTED]との買入協議が成立した後、来月、9 月の定例総会では、[REDACTED]と [REDACTED]との売買に関する農用地利用集積計画が組まれて、その後、所有権移転の登記などを済ませてから、11 月の定例総会では、今度は [REDACTED] から受け手である [REDACTED] に、5 年間、賃貸借する農用地利用集積計画が提案される予定です。

以上、議案第 3 号のご説明とします。ご審議をよろしくお願ひいたします。

只今、議案第 3 号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件にご異議ございませんか。  
異議なし。

それでは、異議なしと認め、砂川市長に対して北海道農業公社に買入協議するよう要請することとします。

続きまして、議案第 4 号「令和 3 年度水稻作況調査について」事務局より説明願います。

それでは議案第 4 号をご説明いたします。今年度の水稻の作況調査についてです。

まず、1 番の調査期日ですが、例年、水稻の成熟度合を勘案しながら、概ね 9 月の 10 日から 15 日前位に実施しており、例えば昨年は平年並みと言われていた中、9 月 11 日に行いました。今年は生育が早いということで、先日、バスの中でもご相談させていただきました。ちなみに、別添に空知総合振興局が発表している「農作物の生育の概要」、8 月 15 日現在、という資料をお配りしていますが、これを見ても平年比がプラス 7 日となっています。そこで、今年は 9 月の 7 日（火）頃が良いのではないかと考えますが、委員皆様のご都合も含めましてご審議・ご決定いただければと思います。

次に 2 番の調査対象農家等については、西豊沼から富平地区まで概ね 7 件程度とご提案いたします。詳細は別添資料の説明に併せてご説明します。

次に 3 番、開始時刻は午後 1 時に市役所前からバスで出発することにしたいと思います。委員の皆様は、午後 1 時の 10 分位前までに市役所前にお越しいただければと存じます。

4 番の班編成は、第 1 班が議席番号 1 番から 6 番の委員、第 2 班が議席番号 7 番から 13 番の委員としまして、昨年と同様に、刈り取り作業を行う班と、圃場立・脱穀などの作業を行う班を交代しながら進めたいと思います。例えば、最初の圃場で、第 1 班が刈り取り作業、第 2 班が圃場立・脱穀などの作業を行えば、次の圃場では第 2 班が刈り取り作業を行うといった要領です。

次に別添資料をご説明します。まず、別添 3 の資料は、昨年、令和 2 年度の作況調査の実施体制です。全体で 8 か所を調査しています。そのうち、網掛けしている 3 番・4 番・5 番・7 番の 4 か所は、実際に刈り取り作業を行った、いわゆる実測した箇所でございます。その他の箇所は、実測せず、農業共済組合からいただいた実測のデータを載せており、作況調査当日は検見としました。

次に別添 4 は、同じく昨年の調査の結果を示しています。それぞれの箇所の

会長  
全員  
会長  
全員  
会長

事務局

生穀重や単収などの結果、下の方には、トータルの結果として「平年並み」であったことが読み取れるかと思います。

最後に別添5です。この表で昨年との違いも含めてご説明したいと思います。まず、下の表「参考：令和2年度」として明朝体で書いている表は昨年のものです。先程も申し上げましたとおり、全体で8か所、うち実測したのが4か所で、その他の4か所は、農業共済組合で行った調査結果を参考にしながら検見としました。

そして、上の表、ゴシック体で書かれた表が今年度です。先日、バスの中で、私、農済が今年から調査を行わなくなる可能性が高いとお伝えしましたが、今年は9月6日に実施することになりました。実施箇所は記載のとおり、西豊沼・[REDACTED]、北光・[REDACTED]、富平・[REDACTED]の3箇所のみです。そこで、農業委員会としては、この3箇所は農済からデータをいただいて検見することとしまして、その他の字、東豊沼・北吉野・焼山・空知太の4箇所を実測してはいかがかと提案いたします。地域的なバランスや箇所数なども含めてご審議いただければと思います。

また、例年、担当委員さんから調査対象の方に依頼していただいておりますが、今年も二重の枠の中にお願いを書かせていただきました。担当委員が複数となっている箇所は委員さん同士話し合ったうえで、まず実測する4箇所は各耕作者に依頼していただき、表の太枠内を記入して、事務局にFAXまたは電話をいただきたいと思います。もちろん昨年度と同じ方、同じ圃場でも構いませんし、ご自身の圃場にしていただいて結構です。期間が短くて恐縮ですが、8月30日、月曜日までにお知らせいただきたいと思います。また、検見する3箇所は、担当委員が各耕作者に検見することの了承を得ていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

最後に、当日が雨の場合の対応ですが、雨が降ると穀の重さも変わって正確な反収にならないことから、例えば9月7日が雨の予報であれば、前日に刈り取りだけ行って、当日、脱穀したり重さを測ったりしてはいかがとのご意見を事前にいただいております。こうしたことも含めて、ご協議いただければと思います。

以上、水稻作況調査の説明とします。ご審議をよろしくお願いいたします。

それでは審議に入りますが、何点か話し合いたいと思います。

まず日程です。9月7日との説明がありましたら、皆さんからご都合も含めてご意見ございませんか。

なし。

何もないようであれば7日でよろしいでしょうか。

異議なし。

それでは、調査日程は9月7日火曜日、時間は午後1時開始と決定します。

次に、調査方法ですが、農済で調査する3箇所は検見として、4箇所を実測するとの説明がありましたが、ご意見等ございませんか。

なし。

それでは、説明のあったとおり調査を行うこととします。

7日に決定するのはいいんですけども、7日にもし早朝から雨が降っていた場合は、穀が濡れているんでね、正確な計量もできないということで、止めばいいんでしょうけど、降り続いている場合は中止したほうがいいですよね。

中止にするか、先程言ったとおり、前もって何名かで刈るか。

刈り取って納屋に置いておく。その日は雨が降っていても納屋の中で脱穀する方法。雨降った中で刈っても良いデータとれないから、7日に雨が降るって

会長

全員

会長

全員

会長

全員

会長

谷口委員

会長

前谷代理

分かっていたら、前の日に行ってもいい。3人もいたら刈れちゃうもんね。そういう方法もある。雨降ってデータ残さなくてもいいやって考えてしまえばそれはそれでいいけど。

会長 余計なことをしなくていいならば検見だけで終わるかですね。その辺、もうちょっと後で協議はしようと思っていたんですけど。

竹田委員 共済はだって6日とかでしょ。

会長 共済は6日。

竹田委員 共済の6日が雨降って、7日が晴れたらどうなるの。共済の数字は出てこないの。

事務局 もし6日に共済さんのほうで実施できたとしても、次の日にはまだ無理だと言われているんですよね。だから後日になってしまいます。

前谷代理 毎回そうだよね。次の日には来ないね。

会長 どういう方法がいいですかね。

竹田委員 共済の数値が先に出ないとダメなんじやないの。そういうわけではないの。見ないところの人の数値を出してもらわないと。

事務局 あるほうがいいですけど、日程的に無理ですので、後日お示しするしかないのと思っています。

前谷代理 うちのほうをもう少し後にすればいいんじゃないかい。

事務局 何日後に共済がくれるのか。

谷口委員 早見表はないの。その辺ちよこちよこ変わるんですけど。

事務局 生糞重から単収を出す早見表がありまして、今年は去年と同じものを使ってくださいということです。

会長 天気だけは分からないので、一応、7日と決定したので、あと本当に7日が雨となった場合、どうするかお伺いしたいのですが。

谷口委員 降りそうなら、前の日にちょっと何名かで刈ることでよろしいですか。データはなるべく欲しいので。

会長 当日雨だったら糞が濡れてなかなか乾かないですよね。

谷口委員 ずっと降りっぱだつたら。

会長 濡れたやつって結構重くなっちゃうのね。まあ、前日に様子を見て。お任せします。

会長 それでは今意見が出た中では、もし当日雨であれば何名かで前もって刈り取りしたいと思います。通常どおり天気であれば例年通り皆で刈ることにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

全員 次に、各地区の調査箇所の確認について、今年も担当委員が依頼して事務局に報告することにしていますが、この点に関してご質問等ございませんか。

会長 なし。

会長 それでは、担当委員は、各農家への依頼、そして事務局への連絡をよろしくお願ひいたします。

会長 では、水稻作況調査に関して、その他に何かございませんか。

会長 なし。

会長 特にないようですので、以上のとおり水稻作況調査を実施することといたします。

会長 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

会長 なし。

会長 特に何も無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連等報告（事務局長）

2. 令和3年度市町村農業委員会事務局長研修会（事務局長）

- ・日 時 8月11日（水）
- ・場 所 第2水産ビル（札幌市）
- ・出席者 中村事務局長

3. 令和3年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会の中止  
(事務局)

- ・北海道農業会議より、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない  
ことから、今年度の標記研修会は中止するとの通知がありました。

4. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、8月分を事務局に提出してください。

5. 協議会より（協議会長）

会長

全員

会長

只今の説明について、ご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。次回は9月27日、月曜日、時間は午後1時半からです。よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

＜会長挨拶＞

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会長

署名委員

署名委員